

平成31年度

保育園ガイド



大町市 子育て支援課 児童係



保育園ガイド・手続き編

【保育園概要（入園基準・入園手続き・保育サービス）】

- ◇入園できる基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 P
- ◇支給認定手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 P
- ◇入園申込み手続きについて・・・・・・・・・・・・・・ 5 P
- ◇保育内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 P
- ◇記入のしかた
 - ・支給認定申請書 兼 保育園入園申込書・・・・・・・・ 7 P
 - ・証明書兼調査（確認）書の記入例・・・・・・・・ 8 P
- ◇主な保育サービス
 - ・保育サービス一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 P
 - ・時間外保育（長時間保育）・・・・・・・・・・ 9 P
 - ・一時的保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 P
 - ・休日保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 P
 - ・園開放・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 P
 - ・子育て支援センター・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 P
- ◇入園式までの日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 P

【保育料について】

- ◇保育料の算定方法／納付方法・・・・・・・・・・・・ 1 4 P
- ◇大町市保育料徴収基準額表・・・・・・・・・・・・ 1 5 P

【入退園について】

- ◇退園・園の変更・年度途中の入所・・・・・・・・ 1 8 P

【希望保育・その他】

- ◇希望保育日について・・・・・・・・・・・・・・ 1 8 P
- ◇その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8 P

保育園の生活編

【保育園の生活】

- ◇保育目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 P
- ◇保育園の1年（主な行事）・・・・・・ 20 P
- ◇保育園の1日・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 P
- ◇通園について・・・・・・・・・・・・・・ 22 P

【健康について】

- ◇病気するとき・・・・・・・・・・・・・・ 23 P
 - ・登園許可証が必要な主な病気・・・・ 24 P
- ◇保育園でのくすりの投与について・・・・ 27 P
- ◇アレルギーがあるとき・・・・・・・・・・ 27 P

【給食について】

- ◇給食概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28 P
- ◇年齢ごとの提供内容について・・・・・・ 28 P
- ◇保育園のおすすめメニュー・・・・・・ 29 P

【持ち物について】

- ◇入園までに準備するもの
 - ・全園児共通・・・・・・・・・・・・・・ 30 P
 - ・3歳以上児の持ち物・・・・・・・・・・ 31 P
 - ・3歳未満児の持ち物・・・・・・・・・・ 35 P
- ◇入園後に配るもの・園を通し注文するもの・・・・ 36 P

【地図・連絡先】

- ◇保育園マップ・・・・・・・・・・・・・・ 37 P
- ◇お問い合わせ先電話番号・・・・・・・・ 38 P

保育園ガイド・手続き編

1 保育園とは・・・

- ◇保育園は、保護者が就労や病気等の理由により、家庭でお子さんを保育できない場合に、保護者にかわり保育する児童福祉施設です。
- ◇保育園は、保育者や友達との関わりの中で情緒を深め、人間関係や社会のルールを遊びや活動の中で体験することができます。
- ◇「集団生活に慣れさせたい」「友だちと遊ばせたい」等の理由では入園できません。

2 保育園に入園できる基準

- ◇入園を希望する場合には、保護者や同居する65歳未満のご家族全員が次の“基準”のいずれかに該当している必要があります。
(証明書等の手続き関係は5ページへ)

入園の基準	内 容
① 就 労	会社員、パート等 就労時間：月60時間以上（概ね1日4時間、月平均15日以上）
	農 業…田・畑を20a以上耕作
	自営業…就労時間：1日4時間以上
	内職等の在宅勤務 就労時間：1日4時間、月平均15日以上
② 母親の出産等	産前2か月、産後2か月のうち必要な期間
③ 疾病・障がい	保護者の疾病、障がい
④ 介護・看護	同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
⑤ 災害復旧時等	地震・火災等で家屋等を失い復旧に当たっている場合
⑥ 求職活動	ただし、90日以内。また、起業準備も含む。
⑦ 就 学	職業訓練校等における職業訓練も含む。
⑧ 育児休業取得時に、既に保育園を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。ただし、3歳以上児に限る。	
⑨ そ の 他	

3 支給認定手続きについて



保育園や認定こども園、幼稚園を利用する前に、教育・保育の必要量に応じた『支給認定』を市から受ける必要があります。

(1) 認定の種類

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども 保護者の就労状況等に係る制約はありません	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする就学前の子ども	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により保育を必要とする就学前の子ども	保育園、認定こども園

☆保育園に入園希望の場合は、2号認定または3号認定の対象となる子どもの欄に記載された事由に該当する必要があります。

(2) 保育の必要量に応じた区分

認定区分	教育・保育の時間
1号認定	4時間の教育標準時間
2号認定	1 1時間の保育標準時間 または 8時間の保育短時間
3号認定	1 1時間の保育標準時間 または 8時間の保育短時間

(3) 保育時間の選び方

就労時間等により保育標準時間（1 1時間）または保育短時間（8時間）を選びます。

例…「父・母ともに年間通して、8時間勤務で通勤時間も往復1時間以上かかる」
→保育標準時間を選びます。

例…「父は8時間勤務で残業も多いが、母はパートの6時間勤務で、午後4時30分までには保育園へ迎えに行ける」
→保育短時間を選びます。

例…「父は8時間勤務で、母はパートで通常は午後4時30分までには保育園へ迎えに行けるが、会社の決算や棚卸しで12月と3月が残業となる」
→保育短時間で申請し、必要に応じて延長保育（月額）を申し込みます。

※就労状況等が変更となった時は保育時間を変更することも可能です。

4 入園申込み手続きについて



児童1人につき1枚「支給認定申請書 兼 保育園入園申込書」を記入し、必要書類を添付して子育て支援課児童係または保育園に提出してください。

継続児は申込書の提出は不要です。各種証明書類のみ提出してください。

手続きに必要なもの

- (1) 支給認定申請書 兼 保育園入園申込書
 (2) 各種証明書類 (保育を必要とする理由がわかるもの)

世帯員の区分	証明の内容
会社員、パート等の方	就労証明書または源泉徴収票の写し(来年4月以降も継続して勤務する場合に限る)
農業の方	確定申告書の写し(源泉徴収票の写しでも可)または民生児童委員の証明 ※来年以降の確定申告書に農業専従者である等、農業に従事している証明が必要です。
自営業の方	確定申告書の写し(源泉徴収票の写しでも可)または民生児童委員の証明
出産前後の方	母子健康手帳の表紙と出産予定日が記されているページの写し
保護者が疾病、障がいの方	医師の診断書または障がい者手帳の写し
介護、看護をしている方	療養している方の 身障手帳または療育手帳の写し 医師の診断書 民生児童委員から受けた確認書 } いずれかを提出
求職活動中の方	ハローワークの登録証の写しまたは民生児童委員の証明
就学の方	在学証明書または学生証の写し

※65歳以上の方の証明は不要です。ただし、同居するご家族で身障手帳等をお持ちの方はコピーを提出してください。(保育料に影響する場合があります)

※求職中や転職の場合、就職が決まったら就労証明書を必ず提出してください。未提出の場合は、状況確認をさせていただきます。

- (3) 平成30年度所得・課税証明書 (保育料算定に必要です!)

平成30年1月2日以降に大町市に転入された方、または他市町村で住民税の課税がある方は、前住所地の市町村役場から取り寄せてください。

(平成30年度市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書でも結構です。)

- (4) 印鑑

5 保育内容

◇保 育 時 間

保育標準時間：午前7時30分～午後6時30分（11時間）

保育短時間：午前8時30分～午後4時30分（8時間）

※土曜日は希望保育日として、あらかじめ希望を取ります。

※保育短時間の場合も時間外保育を利用することにより、下記の時間についてお子様をお預かりすることが可能です。（別途料金が発生します P10 参照）

午前7時30分～8時30分、午後4時30分～7時00分

◇未 満 児 保 育 … 3歳未満のお子さんを概ね生後6ヵ月からお預かりします。（個別にご相談に応じます）

◇障 が い 児 保 育 … 保育園の集団生活の中で、個々の能力を伸ばしていくため、家庭や専門機関と協力して保育を行います。

◇給食（おやつ含む） … 栄養士が作成した献立により、手作りで調理します。

◇特別利用保育 … 八坂地区・美麻地区にお住まいで、幼稚園に通園できない3歳以上の子どもに限り、保育園入園要件を満たしていなくても保育園が利用できる「特別利用保育」を実施しています。詳しくは子育て支援課児童係までお問い合わせください。

記載例

支給認定申請書 兼 保育園入園申込書

(保育児童台帳)

住所は詳しく記入 No.

申請日 平成 年 月 日

大町市長 殿

保育の必要性認定の申請及び保育園への入園を申込みます。
 保育料算定のため、担当職員が私の世帯の市民税課税資料を閲覧することに同意し

児童本人及び同居
 するご家族も含む

住所	大町市大町 3887 番地 (自治会 南原町)
氏名	大町 春男 印をお忘れなく (印)
個人番号(マイナンバー)	0000-0000-0000

電話： 自宅 00-0000 携帯(父) 000-0000-0000
 平成30年1月2日以降の転入の方は、前の住所を記入してください。(前住所地の所得・課税証明書が必要です)

氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
ふりがな おおまち たろう 大町 太郎	平成 26年 4月 2日	男・女	有 (無)

児童発達支援施設(あゆみ園・キッズウィル・あそびの部屋等)への通所経験 有 (無)

仕事の都合などで別居している場合も記入してください(父母とも)

ふりがな	氏名	性別	生年月日	職業	就労時間(24時間で記入)
ふりがな おおまち はるお 大町 春男	父		S60・2・18	(株)おおまち	8 : 30 18 : 00

通常時の勤務時間

入園を希望する保育園名	第1希望 保育園 (希望理由)
	第2希望 保育園 (希望理由)
	第3希望 保育園 (希望理由)

平成30年1月2日以降に大町市に転入した方以外は、マイナンバーの記載の必要はありません。

第2・第3希望もご記入ください

ふりがな	氏名	性別	生年月日	職業	就労時間(24時間で記入)
ふりがな おおまち なつこ 大町 夏子	母		S62・6・22	池田電気(株)	9 : 00 16 : 00

保育の実施を希望する期間	平成 31年 4月 1日から 34年 3月 31日まで
希望保育時間	11時間の保育標準時間 8時間の保育短時間

就労時間にあわせた保育時間を設定してください

氏名	性別	生年月日	職業	就労時間(24時間で記入)
大町 花子	姉	H23・5・12	大町北小学校	~
大町 冬彦	祖父	S30・1・22	農業	8 : 00 17 : 00
大町 秋子	祖母	S32・10・22	【有】大町工業	9 : 00 16 : 30

入園児童と同居する65歳以下の保護者 下の番号から選択してカッコに数字を記入してください。【記入例:父(1-1)】
父:() 母:()
祖父() 祖母() おじおば等()()
1. 就労 (イ.常勤 ロ.パート・臨時 ハ.農業 ニ.自営 ホ.内勤)
2. 母の出産前後 3. 保護者の病気 4. 病人の介護等
5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 育休中の継続利用希望
9. その他()

64歳以下なので証明等が必要です

生活保護の世帯	なし あり (平成 年 月 日保護開始)
---------	----------------------

今後、ご家庭から提出していただく書類は・・・

- 就労証明書 または 平成30年分源泉徴収票の写し (父・母・祖父・祖母)
- 平成30年分確定申告書の控えの写し(第一表、第二表の両方) (父・母)
- 平成30年度住民税課税状況のわかるもの (父・母)

最長、小学校入学前までの期間、申込みができます。	生年月日	最長保育期間
年長	H25. 4. 2 ~ H26. 4. 1	H32. 3. 31
年中	H26. 4. 2 ~ H27. 4. 1	H33. 3. 31
年少	H27. 4. 2 ~ H28. 4. 1	H34. 3. 31
2歳	H28. 4. 2 ~ H29. 4. 1	H35. 3. 31
1歳	H29. 4. 2 ~ H30. 4. 1	H36. 3. 31
0歳	H30. 4. 2 ~	H37. 3. 31

○太枠の中を記入してください。

【証明書兼調査（確認）書の記入例】

◇パート・内職の証明（源泉徴収票の出ない方）

証明書兼調査（確認）書

事業主 池田電気 殿
児童委員

保護者 住所 大町市大町3887 桜田町 ご印鑑を忘れずに！！
氏名 大町 春男 保護者の氏名を記入してください。
連絡先 0261 (22) 0420

下記のとおり 父親・母親 大町夏子 が 就労 のため
祖父・祖母 証明を受ける方の氏名を記入してください。
保育に専念できないことを証明・調査（確認）願います。

就労形態：常勤・パート・内職・自営業・求職中・その他

内容 (職務または介護等の理由)
会計事務 職務の内容または、保育に専念できない理由は、必ず記入してください。（具体的に）

就労時間（24hで記入） 午前 9時0分 ～ 午後 4時0分
1ヶ月の平均就労日数 20 日 1日の平均就労時間 6 時間

(農業の場合)

耕作内容	果樹園	アール（反 畝）	畑	アール（反 畝）
	田	アール（反 畝）	耕作期間	月～ 月
従事者	氏名	続柄	氏名	続柄

上記のとおり相違ないことを 証明 します。
調査（確認）しました。 事業主の証明が必要です。

平成 30年 11月 21日

証明事業主 池田電気 株式会社 社印
調査（確認）児童委員

◇自営業・農業・介護の証明

証明書兼調査（確認）書

事業主 山田 一郎 殿
児童委員

保護者 住所 大町市大町3887 桜田町 ご印鑑を忘れずに！！
氏名 大町 春男 保護者の氏名を記入してください。
連絡先 0261 (22) 0420

下記のとおり 父親・母親 大町冬彦 が 就労 のため
祖父・祖母 証明を受ける方の氏名を記入してください。
保育に専念できないことを証明・調査（確認）願います。

就労形態：常勤・パート・内職・自営業・求職中・その他

内容 (職務または介護等の理由)
祖父・・・農業 農業の内容を記入してください。

就労時間（24hで記入） 午前 8時0分 ～ 午後 5時0分
1ヶ月の平均就労日数 日 1日の平均就労時間 時間

(農業の場合)

耕作内容	果樹園	アール（反 畝）	畑	アール（反 畝）
	田 <u>20</u>	アール（反 畝）	耕作期間	月～ 月
従事者	氏名	続柄	氏名	続柄
	<u>大町 冬彦</u>	<u>祖父</u>		

民生児童委員の証明が必要です。
◇あなたの地区の民生委員は _____ さんです。
電話 _____

上記のとおり相違ないことを 証明 します。
調査（確認）しました。

平成 30年 11月 21日

証明事業主 山田 一郎 印
調査（確認）児童委員

6 主な保育サービス



◇ 保育サービス一覧

保育園	定員 (人)	長時間 保 育	未満児 保 育	土曜保育	一時保育
はなのき (大町若宮)	150	○	○	○	○
あすなろ (常盤清水)	180	○	○	○	○
しらかば (平白樺)	60	○	○	—	○ (土曜除く)
どんぐり (社山下)	60	○	○	—	○ (土曜除く)
たけのこ (八坂大平)	45	○	○ (1歳6ヶ月~)	—	○ (土曜除く)
みあさ (美麻二重)	45	○	○ (1歳6ヶ月~)	—	○ (土曜除く)
くるみ (大町栄町)	110	○	○	○	○

※かえで保育園は休園中です。

※しらかば・どんぐり・たけのこ・みあさ保育園の幼児クラスは、異年齢児を同じクラスで預かる混合保育を実施しています。

※アレルギーや疾病の状況・年齢等を考慮し、他園への入園をおすすめすることがあります。

※また、申し込み状況によっては、希望された保育園に入園できず、他の園に変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。

◇ 時間外保育（長時間保育）

保育短時間（午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分）認定を受けて、時間までに迎えに来ることができない場合は、時間外保育を利用することができます。また、保育標準時間認定の場合も午後 6 時 30 分～午後 7 時まで、時間外保育を利用することができます。

(1) 実施場所

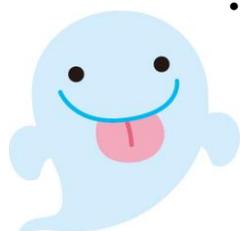
市内全保育園

(2) 実施日時

・月曜日から土曜日まで

・午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までと

午後 4 時 30 分から午後 7 時 00 分までのうち必要な時間



(3) 申込方法

・月額利用の場合

月額利用を希望する場合は、保育実施月の前月の末日までに所定の『時間外保育申込書』を保育園へ提出してください。利用時間を変更する場合は、再度申込書の提出が必要となります。また、時間外保育を止める場合は『時間外保育辞退届』の提出が必要になります。

※時間外保育申込書の提出が月末を過ぎると、臨時に実施した場合と同じ扱いとなります。

・臨時利用の場合

臨時利用（月額利用の時間超過を含む）を希望する場合は利用する都度、所定の『時間外保育申込書（臨時）』を保育園へ提出してください。

(4) 利用料金

時間外保育の実施時間と料金は、次のとおりです。

区 分	時 間	児童 1 人当たりの料金
月額利用の場合	午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分まで	500 円 / 月
	午前 8 時 00 分から午前 8 時 30 分まで	—
	午後 4 時 30 分から午後 5 時 00 分まで	500 円 / 月
	午後 4 時 30 分から午後 5 時 30 分まで	1,000 円 / 月
	午後 4 時 30 分から午後 6 時 00 分まで	1,500 円 / 月
	午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分まで	2,000 円 / 月
	午後 4 時 30 分から午後 7 時 00 分まで	2,500 円 / 月
臨時利用の場合		100 円 / 時間

※ 1 時間外保育を受ける児童が 2 人以上の場合、2 人目からの料金は、上記児童 1 人当たりの料金の 1 / 2 の料金となります。

※ 2 時間外保育の料金は、保育実施月の翌月の 25 日までに市の発行する納付書により、保育園に納付してください。



◇ 一時保育

冠婚葬祭や急病時、パート就労、育児疲れ解消等、一時的に家庭で保育が困難な場合、就学前のお子さんを保育園でお預かりし、保育を行います。

(1) 保育希望の理由

- ・仕事の都合（勤務形態等）
- ・緊急・一時的な都合（病気・看病、冠婚葬祭等）
- ・私的理由（参観日・資格取得・趣味・リフレッシュ等）

(2) 対象児童

生後6カ月から就学前までの乳幼児

※たけのこ保育園・みあさ保育園は1歳6ヶ月からの受入となります。



(3) 実施場所・日時

- ・月曜日から土曜日に実施（土曜日は一部施設でのみ実施）
- ・午前8時30分から午後4時30分まで
- ・1カ月に12日まで利用可能（市内保育園の合計利用日数）

(4) 申込方法等

- ・利用当日までに所定の申込書を希望保育園に提出してください。申込書に記載する年齢は、4月1日現在の年齢で記入していただきます。
- ・保育園で事前に打ち合わせと、慣らし保育（有料）をお願いします。
- ・利用を取り消される場合は、利用日の前日または当日の午前9時までに連絡してください。
- ・当日の保育園の行事や一時保育の人数により、希望の園でお預かりできない場合もあります。
- ・通常の入所と同様に病気の時はお預かりできません。（P23参照）
- ・1歳6カ月までのお子さん、食物アレルギーのお子さんには、食事による事故防止のため、お弁当を持参していただきます。

(5) 利用料金

一時保育の料金は、次のとおりです。

区 分	料金（1時間当たり）
3歳未満児（1人当たり）	300円
3歳以上児（1人当たり）	150円

※1 上記区分の年齢は、4月1日現在の年齢によります。

※2 給食を提供する場合は、給食費250円が必要となります。

※3 特別な理由により通常の実施時間を超えて利用したい場合（午前7時30分～午前8時30分、午後4時30分～午後7時00分）は、保育園へご相談ください。（利用料金は上記の表と同じ）

※4 一時保育の料金は、利用の都度保育園に納付していただきます。

◇ 休日保育

緊急時や休日の仕事等により、家庭でお子さんの面倒が見られない場合にお預かりし、保育を行います。利用を希望される方は、あらかじめ登録をしてください。

(1) 対象児童

おおむね2歳から小学校就学前の児童

(2) 実施場所

はなのき保育園

大田市大町3504-9 TEL 22-0675

(3) 実施日時

- ・年末年始を除く休日
- ・午前8時30分から午後4時30分まで

(4) 申込方法等

所定の申込書を在籍保育園に提出し、利用の登録をしてください。

登録期間は、4月1日から翌年3月31日までの必要な期間となります。

利用する日時は、事前に保育園にご連絡ください。

(5) 利用料金

区 分	料金（1時間あたり）
3歳未満児（1人あたり）	300円
3歳以上児（1人あたり）	150円

* 1 上記区分の年齢は、4月1日現在の年齢によります。

* 2 病後児保育も実施しています。事前にご相談ください。

* 3 特別な理由により通常の実施時間を超えて利用したい場合は、ご相談ください。（利用料金は上記の表と同じ）

* 4 休日保育の料金は、1ヵ月間の利用時間数の合計で算出します。保育実施月の翌月の25日までに市の発行する納付書により、納付していただきます。

◇ 園開放

保育園を開放します。お子さんの安全な遊び場として、保護者の交流の場所として、保育園をご利用ください。

◇ 子育て支援センター

育児に関する相談や子育てに関する情報提供、子育てセミナー等を開催し、保護者の子育てを支援します。（育児相談は、全園で実施しています）

所在地：はなのき保育園、児童センター（連絡先はP38参照）

7 入園式までの日程



11月	入園申込み受付
------------	----------------

- 申込書提出の前に記入漏れ等がないか、もう一度確認をしてください。
- 食物アレルギー等、心配なことがありましたら、遠慮なくご相談ください。

2月上旬	健康診断実施
-------------	---------------

- 日時等の詳細は、1月中旬ごろに支給認定証と一緒にお知らせします。
- 健康診断と簡単な面接を行います。（3歳未満児の面接はありません）
- 園児服（3歳児以上）、エプロンの注文をとります。
【各種証明書（P5参照）を持参してください。】

2月下旬	入園説明会実施
-------------	----------------

- 日時等の詳細は、後日お知らせします。
- 園での生活や、保育料等について説明します。
- 園児服・エプロンの販売をします。
【各種証明書（P5参照）を提出されていない方は、持参してください。】

3月中旬	入園式ご案内の送付
-------------	------------------

4月初旬	入園式
-------------	------------

- 3月中旬ごろにお知らせします。

4月中旬	保育料決定通知書送付
-------------	-------------------

- 1年間の毎月の保育料をお知らせします。



8 保育料について

(1) 保育料の算定方法

保育料の算定は、児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母またはそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市民税額の合計額により決められます。

同一家庭で2人以上入園となる場合は、保育料の軽減措置があります。

☆ 4月～8月分の保育料・・・前年度の市民税額から算定

☆ 9月～3月分の保育料・・・当年度の市民税額から算定

それぞれ、保育料決定通知書によりお知らせします。

※確定申告等により当年度の税額が変更になった場合でも、既に納付していただいた保育料について還付はいたしません。

(2) 保育料の納付方法について

◇ 納付期限 毎月月末が納期限です。（月末が土・日・祝日の場合は翌平日）

◇ 納付方法

I **納付書**で納める場合…毎月15日頃、納入通知書を送付します。
（コンビニでも納入が可能です）

II **口座振替**の場合…月末に指定口座から引落とします。
ただし、納入通知書は送付いたしません。
口座残高の確認をお願いします！！

～ 保育料は納入に便利な口座振替をおすすめします！ ～

※口座振替を希望する場合は『口座振替依頼書』に必要事項を記入して、ご希望の金融機関へ提出してください。毎月25日までに手続きをすると翌月から口座振替ができます。

－ 口座振替取扱金融機関 －

- 八十二銀行 ○長野銀行 ○長野県信用組合
- 松本信用金庫 ○長野県労働金庫 ○大北農協 ○ゆうちょ銀行

※ 兄弟の保育料が口座振替で弟妹が新たに入園する場合には、手続きの必要はありません。

(3) 保育料の納期限を過ぎると…

納期限を過ぎると、20日以内に『督促状』を発行します。この督促状を発行するための費用として、100円の督促手数料が発生します。また、未納期間に応じて『延滞金』が発生します。

（督促手数料、延滞金ともに平成25年度から適用しています）

納期までに納めることができない場合は、お早めにご相談ください。

大町市保育料徴収基準額表

階層区分	市町村民税による 世帯の階層区分		徴収金額（月額）			
			3歳未満児		3歳以上児	
			保育標準 時間	保育短時間	保育標準 時間	保育短時間
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯		0円	0円	0円	0円
第2階層	当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	8,000円	6,000円	6,000円	5,000円
第3階層		48,600円未満	15,000円	13,000円	13,000円	11,000円
第4階層		97,000円未満	22,000円	20,000円	19,000円	17,000円
第5階層		169,000円未満	33,000円	31,000円	27,000円	25,000円
第6階層		301,000円未満	52,000円	50,000円	29,000円	27,000円
第7階層		397,000円未満	62,000円	60,000円	30,000円	28,000円
第8階層		397,000円以上	72,000円	70,000円	31,000円	29,000円

○備考（保育料の減免等）

- 1 兄弟が同時に通園する場合、2人目は半額、3人目は無料となります。
- 2 第2階層または第3階層と認定された世帯で、ひとり親（母子及び父子）世帯、または、障がいをお持ちの方と同居している世帯の保育料は下表のとおりです。

階層区分	徴収金額（月額）			
	3歳未満児		3歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層（市町村民税非課税世帯）	0円	0円	0円	0円
第3階層（市町村民税所得割課税額 48,600円未満）	7,000円	6,000円	6,000円	5,000円

- 3 里親へ委託されている児童の保育料は無料とします。
- 4 支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合のその年度中の利用者負担額は3歳未満児の規定を適用します。
- 5 国の【平成29年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組】により、保育料軽減の対象が拡大されました。
- 1, 2とは別に、
- (1) 第2階層（市町村民税非課税世帯）の第2子以降は無料になります。（兄弟の年齢制限無し）
- (2) 世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満で、ひとり親（母子及び父子）世帯、または障がいをお持ちの方と同居している世帯は、2号認定で6,000円、3号認定で9,000円となります。また、第2子以降が無料となります。

認定および世帯状況	市民税所得割額	第1子	第2子	第3子
2・3号認定（ひとり親世帯等以外）	57,700円未満	料金表のとおり	半額	無料
2号認定（ひとり親世帯等）	77,101円未満	6,000円	無料	無料
3号認定（ひとり親世帯等）	77,101円未満	9,000円	無料	無料

※多子世帯の保育料減免

平成27年度から、長野県と大町市が連携し、多子世帯（3人以上子どもがいる世帯）の経済的負担を軽減するため、第3子以降が保育園を利用した場合、世帯の課税状況や兄弟の同時入所等の要件に関わらず、月当たり最大6,000円（年間最大72,000円）の保育料減免を行っています。（例：元の保育料が5,000円だった場合は、5,000円の減免となります。）

多子世帯保育料減免を受けられる方は、別に申請書の提出が必要となります。詳しくは入園後に園を通じてご案内します。

(参考)

幼稚園・認定こども園（1号認定者）の保育料

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		保育料 (月額)	
階層区分	定義		
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯	0円	
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
第3階層		市町村民税所得割課税額 77,100円以下	10,100円
第4階層		市町村民税所得割課税額 211,200円以下	18,500円
第5階層		市町村民税所得割課税額 211,201円以上	23,000円

※特別利用保育利用者は、上記の料金に7,500円（食費相当額、長時間保育料相当額）を加算した額をお支払いいただきます。

○備考（保育料の減免等）

- 1 年少児から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とし、第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料となります。
- 2 第2階層・第3階層については、上記1の年齢制限が除外されます。
- 3 第2階層については、入園児に生計を一にする兄弟がいる場合、第2子以降が無料となります。
- 4 第2階層または第3階層と認定された世帯で、ひとり親（母子及び父子）世帯、または、障がいをお持ちの方と同居している世帯の保育料は下表のとおりです。

階層区分	保育料（月額）
第2階層（市町村民税非課税世帯）	0円
第3階層（市町村民税所得割課税額77,100円以下）	1人目：3,000円
	2人目（年齢制限無し）：0円

- 4 多子世帯の方は、月当たり最大6,000円（年間最大72,000円）の保育料減免を受けることができます。（P16 ※多子世帯の保育料減免参照）

9 入退園について

在園児は更新の手続きは不要ですが、入園の基準を確認するため“就労証明書（源泉徴収票）”や“証明書兼調査（確認）書”等は毎年提出してください。

- (1) 保育園をやめるとき・・・『退園届』を提出してください。
- ＊時間外保育を申し込んでいる方は『時間外辞退届』も必要です。
 - ・転勤等で市外へ転出する。
 - ・病気のため、長期間に休む。
 - ・ご家庭でお子さんの面倒がみられるようになった場合
 - ・育児休業を取得する場合（特別な理由を除く）・・・など

※病気や入院等により保育園を休んでも保育料は減額されません。長期に休むことが考えられる場合は、早めに連絡や手続きをしてください。

- (2) 保育園を変更したいとき・・・『異動届』を提出してください。
- ・引越しに伴い、自宅から近い園に通わせたい。
 - ・保護者の通勤の関係上、他の園の方が都合が良い場合等

- (3) 年度の途中から入園をしたいとき・・・『入所申込書』を提出してください。
- お子さんの年齢によっては、年度の途中からの入園ができない場合があります。また、事前に入園申込をした場合でも、当年度の入園状況によっては希望された保育園に入園できないことがあります。

10 希望保育日について

保育園では毎週土曜日を“希望保育日”とし、混合保育をおこなっています。（その他にも希望保育期間あり。詳細は保育日数表参照）
仕事の都合等、ご家庭で保育できない場合を除き、ご家庭での保育にご協力をお願いします。



11 その他

- (1) 5歳児発達相談

年中児を対象に発達の様子を確認し、小学校入学へ向けて必要な準備を行うための事業です。

- (2) 小学校への情報提供

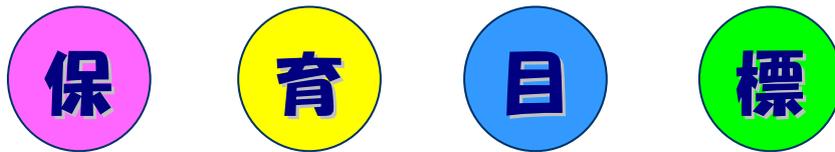
国の「保育所保育指針」では、保育園に入園している子どもの就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料を、保育所から小学校へ送付するよう定められています。

小学校への情報提供についてご了承ください。

- (3) いつでもご相談ください！！

お子様の成長等に関して心配なことがある場合は、いつでも保育園にご相談ください。

保育園の生活編



一人ひとりの子どもを大切に

楽しい集団生活をとおして

1. 健康で生き生きした子ども
2. 意欲的に取り組み創造できる子ども
3. ものを大切にし、おもいやりのある子ども
4. おいしく楽しく食べる子ども



保 育 園 の 一 年

入 園 式
家 庭 訪 問
春 の 遠 足

はる

Spring



なつ

Summer

プ ー ル
七 夕 ま つ り

運 動 会
秋 の 遠 足

あき

Autumn



ふゆ

Winter

も ち つ き
ク リ ス マ ス
そ り 遊 び
卒 園 式

◇その他に誕生会や家庭との連携をはかる行事、地域の人達との交流など、子どもの成長を共に喜べる形式で、それぞれ工夫を凝らしています。

(※行事は保育園によって多少違いがあります。)

保 育 園 の 一 日



3 歳 以 上 児	時 間	3 歳 未 満 児
◇おはようございます！ 朝の視診を受け、持ち物整理を します。	8：30	◇おはようございます！ 朝の視診を受け、持ち物整理を 保育士といっしょにします。
◇元気に遊ぼう 保育指針に基づき、友達や保育士 と好きな遊びや課題遊びをします。	11：00	◇おやつ 未満児は午前中におやつがです。
◇楽しい食事 手を洗いお昼の準備。皆でそろって いただきます。		◇元気に遊ぼう 保育士といっしょにゆったりと 楽しく過ごします。
◇はみがき 食事後はキレイに歯磨きをします。		◇楽しい食事 保育士に手伝ってもらいながら、 食事をします。
◇お昼寝しようね 紙芝居・絵本等の読み聞かせをして 情緒の安定を図り眠りにつきます。	13：00	◇はみがき 食事後はキレイに歯磨きをします。
◇おいしいおやつ おやつがすんだら、歯磨きをして 降園準備をします。	15：00	◇お昼寝しようね 紙芝居や絵本等の読み聞かせをして情緒 の安定を図り、保育士に添い寝をして もらい眠りにつきます。
◇さようなら 順次降園。16:30 以降は長時間 保育になります。	16：00 16：30	◇おいしいおやつ おやつがすんだら、歯磨きをして 降園準備をします。
		◇さようなら 順次降園。16:30 以降は長時間 保育になります。

☆保育標準時間（11 時間）は、18 時 30 分までの保育となります。

通園について

- ◇保護者の方がそれぞれ送り迎えをしてください。
- ◇時間を決めて、できるだけ毎日同じ時間に通園しましょう。
- ◇保育園を休ませる場合は、必ず園に連絡をしてください。



《よい生活リズムをつくりましょう》

私たちの生活環境は年々様変わりしています。子どもは大人的生活リズムに影響され、子どもの生活習慣にもひずみが生じてしまいます。望ましい眠り・目覚めは子どもの情緒の安定に欠かせません。入園は初めての社会生活のスタートです。

早寝早起きの習慣をつくり、きちんと朝食をとって登園しましょう。

健康について

◇保育園では定期的に健康診断等を行い、お子さんの健康・発育状況を記録しています。

- 健康診断（年2回）
- 歯科健診（年1回）
- 身体測定（毎月）
- 歯科衛生指導（年1回）



病気のとき

- 1 病気の場合は、原則としてお預かりできません。
- 2 保育中に病気（熱やせきが出る等）になった場合は保護者へ連絡します。
お子さんの状態によりお迎えに来ていただくことがあります。
- 3 お子さんの健康状態が、いつもと違う時や、気になる事がありましたら、必ず登園時に連絡をしてください。
- 4 感染性の病気の場合、集団の中では特に影響が大きいいため、治ってから登園させてください。
次ページの病気にかかったときは『登園許可証』または『治癒報告書』の提出が必要になります。登園許可証及び治癒報告書は、各保育園や市のホームページにありますので、ご利用ください。

①【登園許可証の必要な病気】（医療機関にて記入）

以下の病気に罹ったときは、医師が記入した「登園許可証」が必要です

病 名	登園停止の期間
①麻疹	解熱後 3 日が経過するまで
②インフルエンザ	発症（発熱）の翌日から 5 日間経過し、かつ解熱後 3 日を経過するまで
③風疹	発疹がなくなるまで
④水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
⑤流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが現れた翌日から 5 日経過し、かつ全身の状態が良好になるまで
⑥咽頭結膜炎（プール熱）	症状が消え 2 日経過するまで
⑦流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消えるまで
⑧百日咳	特有な咳が止まる、または 5 日間の抗菌薬による治療が終了するまで
⑨ 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
⑩急性出血性結膜炎	
⑪侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	
⑫ウィルス性胃腸炎（ノロ、ロタウィルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるようになるまで

②【治癒報告書の必要な病気】（保護者が記入）

以下の病気に罹ったときは、医師の診断を受け、指示に従い保護者が記入した「治癒報告書」が必要です

病 名	登園停止の期間
①溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過するまで
②マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
③手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
④伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
⑥ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
⑦RS ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
⑧帯状疱疹	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
⑨突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

登園許可証

保育園長殿

組

園児氏名

年 月 日 生まれ

1. 病名

2. 欠席加療期間 月 日より 月 日まで

病状が回復し、集団生活に支障がない状態となりました。

年 月 日より登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

印

医師名

印

※保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、登園許可証の記入をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活に適応可能な常態となつてからの登園であるようにご配慮ください。

治癒報告書（保護者記入）

保育園長殿

組

園児氏名

年 月 日 生まれ

1. 病名

2. 欠席加療期間 月 日より 月 日まで

（医療機関名） _____ （ 年 月 日受診） において、病状が回復し集団生活に支障がない状態と判断されましたので
年 月 日より登園いたします。

年 月 日

保護者名 _____ 印

※保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、治癒報告書の記入をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活に適応可能な状態となつてからの登園であるようにご配慮ください。

くすりの投与等について

◇保育園ではくすりの投与は行いません。



アレルギーがあるとき

◇食品、蜂等によるアレルギーがある場合は、必ずお申し出ください。

『アレルギー等状況報告書』（医師が記載）の提出が必要となります。食物アレルギーの場合は、栄養士との面談が必要です。アレルギー等状況報告書は、保育園で用意します。また、アレルギー等状況報告書は年度ごとに提出が必要となります。

◆大町市公立保育園の嘱託医

内科

市立大町総合病院小児科		Tel22-0415（代表）（市内保育園全園対応）
菊池クリニック	菊池 宙恵	Tel21-2580（あすなろ保育園入園児対応）
柿下クリニック	柿下 徹	Tel21-1230
八坂診療所	戸部 道雄	Tel26-2814
美麻診療所	加藤 利雄	Tel29-2015

給食について

給食概要

- ◇保育園では、子どもたちの心と身体の健やかな成長を願い、おいしく楽しく食べる子どもに育つよう給食を実施しています。
- ◇献立は、子育て支援課の栄養士が1ヵ月ごと作成し、それぞれの保育園で給食調理員が手作りで調理しています。
- ◇食物アレルギーや1歳6ヵ月までのお子さんについては、入園の際に栄養士との面談を実施し、給食対応を行っています。

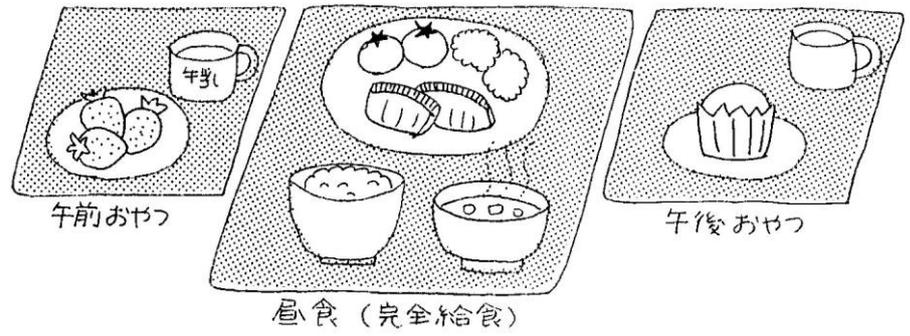
年齢ごとの提供内容について

★乳児

- ◇概ね8ヵ月（離乳食2回食の場合）までは、ミルクでの対応となります。状況に応じて、家庭からミルクや哺乳瓶を持参していただく場合もあります。
- ◇家庭で離乳食が3回食となってから、栄養士と面談を行い、給食（離乳食）の提供が始まります。給食（離乳食）が始まる前に、離乳食量及び形態等を確認するため、家庭より3日間程度、離乳食を持参していただきますので、ご協力をお願いします。
- ◇おやつについては、1歳を過ぎてからの提供となります。（栄養士との面談有）

★1～2歳児・・・完全給食

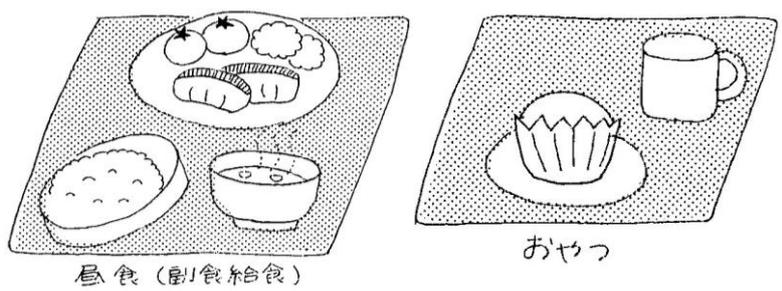
- ◇午前・午後のおやつと主食を含めた昼食を保育園で用意します。
- ◇1歳6ヵ月までは手づかみ食べを十分に行い、食べる意欲を育てます。
- ◇上手に咀嚼するために、一口で食べられる量を前歯で噛み取り、食べるようにしています。



★3歳以上児・・・副食給食

- ◇副食（おかず）と午後のおやつを保育園で用意します。
- ◇月曜日から木曜日は、ご家庭よりごはん（主食）を持参してください。食べられるごはんの量は、個人差がありますので、お子さんの様子を見ながら無理なく食べられる量を加減してください。

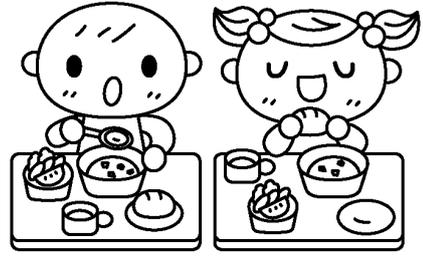
- ☆ごはんの量の目安
- 3歳：100g
- 4歳：110g
- 5歳：120g
- 6歳：130g



☆保育園の食事に慣れるまでは、少量ずつ無理をせずに必要量が食べられるように支援していきます。

給食だより・予定献立表

- ◇毎月末に家庭へ配布しています。
- ◇給食レシピも掲載していますので、参考にしてください。



毎週金曜日

- ◇金曜日ごはんを持参する必要はありません。主食にパンやめん類を取り入れ、バラエティー豊かな楽しい食事を目指しています。

行事食

- ◇節句や誕生会などには、保育園ごとに季節の行事にちなんだ特別メニューを取り入れています。
- ◇郷土食や地域の食材も積極的に取り入れています。

食物アレルギー

- ◇給食でのアレルギー対応が必要なお子さんについては、医師の指示のもと家庭と連携し、除去食や代替食などの提供を行っています。アレルギー対応食の提供の際には、事前に保護者の承諾を得てから提供しています。
- ◇間違えないように、専用トレイや確認表を使用し細心の注意を払っています。

給食展示

- ◇日々の給食内容は、保護者の方に見ていただけるように、降園時に合わせて正面玄関に展示しています。
- ◇給食食材の産地についても、サンプル展示と一緒に掲示しています。

食育活動

- ◇保育の中に食育活動を積極的に取り入れ、食事のマナーや望ましい食習慣など、食を営む力を育てています。

給食参観・招待給食

- ◇子どもたちと一緒に給食を食べたり、食べている様子を見ることで、給食に関心を持っていただく機会を作っています。

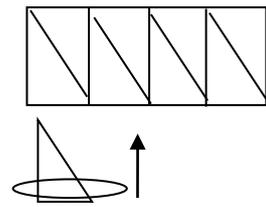
保育園のおすすめメニュー

《ウィンナーパイ》

(材料：4人分)
冷凍パイシート・・・1枚
ウィンナー・・・8本

作り方

- ① パイシートを8等分に切る。
- ② パイシートを少し伸ばして、ウィンナーをまく。
- ③ オープン 180℃で約 15分焼く。



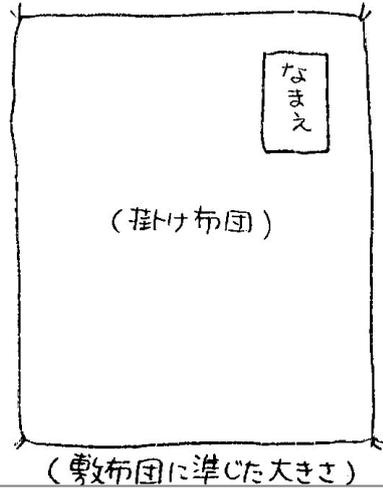
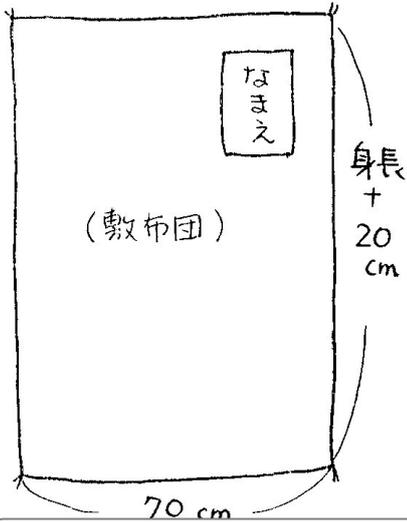
持ち物について (全園児共通)



すべての持ち物に“なまえ”を書いてください。

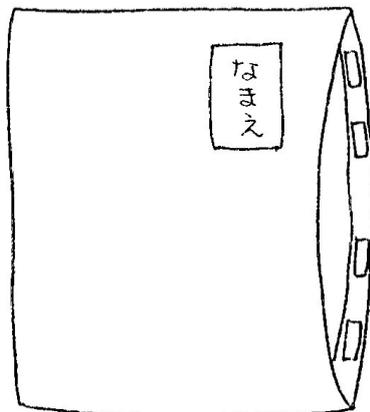
お昼寝布団

あて布をして大きく記名します。



敷布団：冬は冷えるため適度な厚みのものを選びましょう。
(マットレス、化せん綿のように薄いものは避けてください)
掛け布団：夏はタオルケット、冬は毛布が必要になります。

布団カバー (掛け・敷き)



出し入れする口を広くとり、マジックテープまたは大のスナップで止めます。

※毎週末に、掛敷を交互に持ち帰ります。洗って月曜日に持って来てください。

3才以上児の持ち物



すべての持ち物に“なまえ”を書いてください。

通園かばん 《毎日の持ち物》

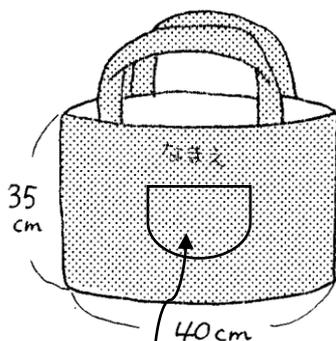


出席ノート、エプロン1枚
お弁当、ハンカチ、ティッシュ
※まくら用タオル
※ひも付き手ふきタオル



- リュック型（遠足にも使用します。）
- 水筒も用意してください。

着替え袋

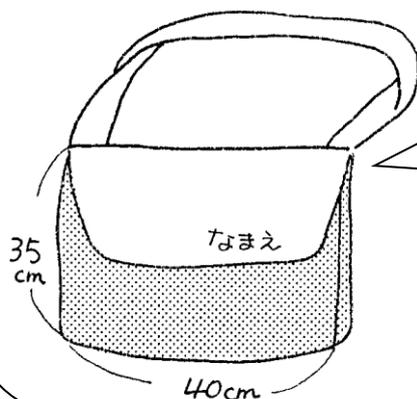


- 上着1枚（Tシャツ、トレーナーなど季節に応じて）
- パンツ2枚 ・ 肌着1枚
- スポン1枚 ・ 靴下2足
- 汚れ物を入れる記名をしたレジ袋または専用のビニール袋（3～4枚）



- 袋の内側または外側にビニール袋を入れるポケットが付いていればベスト!!

肩掛けかばん

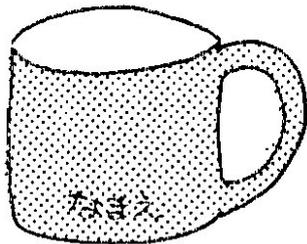


- 布団カバー（掛、敷を交互に持ち帰ります）
- 貸し出し絵本・上履きなどカバンに入らないものを入れます。



- お子さんの成長に合わせて、肩掛けひもが調整できればベスト!!

歯磨き用コップ

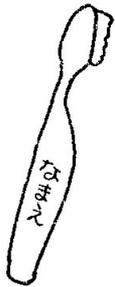


コップ袋

袋の口はコップ、歯ブラシを出し入れしやすいように、広くしてください。

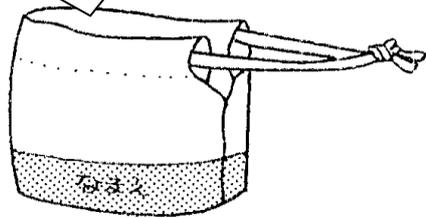
(16 cm～17 cm位)

歯ブラシ



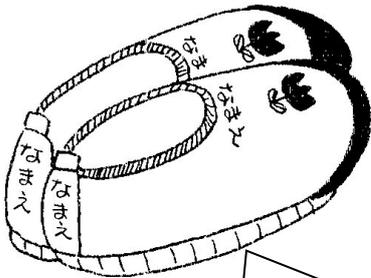
年齢にあった大きさ
すべらない材質を
選びましょう。

※毎週末に持ち帰ります。



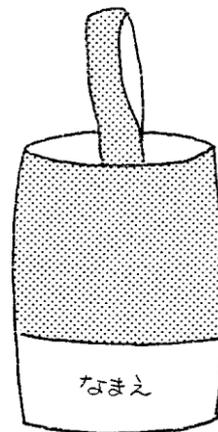
毛先が開いたら
交換しましょう。

上履き



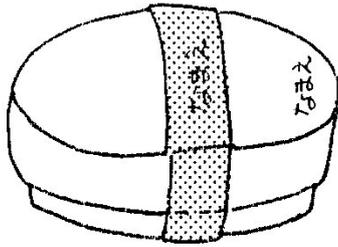
白の運動靴を使用します。
3歳児はカラーマジックやボタン等で、
自分の目印をつけましょう。
(左右の区別もしやすいように！！)

上履き袋



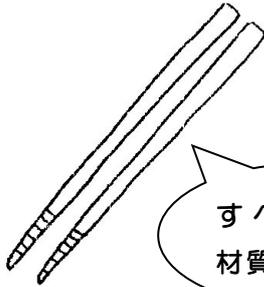
※毎週末に持ち帰ります。洗って月曜日に持って来てください。

お弁当箱・弁当用ゴム



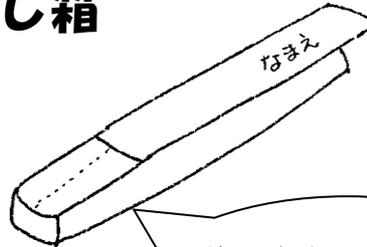
- アルミ製の弁当箱
(冬はごはんを温めます)
- 平ゴムで止めます

はし



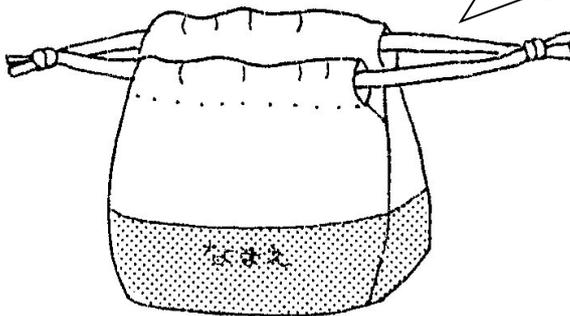
すべらない
材質のもの

はし箱



使いやすい形のもの
※スライド式が使い
やすいです。

弁当袋



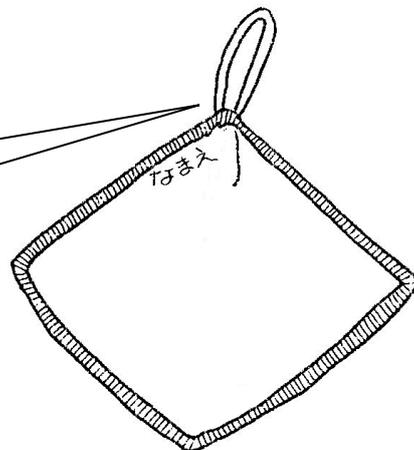
太めのもの

※年長児はナプキンを使います。



手ふきタオル

ハンドタオルに
丸ひもをしっかり
縫いつけてください。



園児服【¥3,520(税別)】

かけひもを
つけてください。



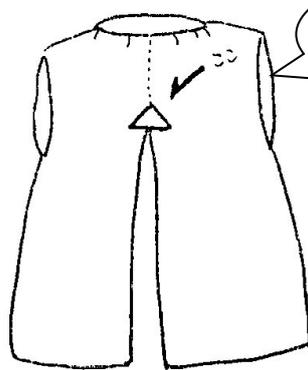
入園の時に大きめのサイズを1着用意して様子を見てください。

※園児服・エプロンは、
健康診断(2月上旬)の時に注文をとり、
入園説明会(2月下旬)で販売します。

エプロン【¥908(税別)】

前

後



ミシンで縫って
しっかり補強しましょう。

上記価格は変更となる場合があります。

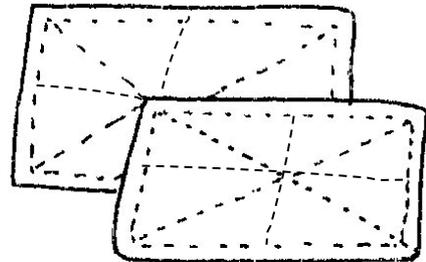
【販売店一覧】(50音順)

	店名	住所	電話番号
1	アララギ	上仲町4086	22-0022
2	イグチ	大黒町2185	22-0828
3	大三	上仲町4090	22-0003
4	マルナカ	仁科町3206-27	22-0964



台ふき 新しい物を3枚

※入園の日に集めます。
(名前は記入しないでください)



・縫い方は十文字、×印の組み合わせがベスト!!

3才未満児の持ち物



すべての持ち物に“なまえ”を書いてください。

- ・お昼寝布団・・・3歳児と同じものを使います。
- ・エプロン・・・毎日3枚持参します。3歳児と同じものを使う園もあります。(P28参照)
- ・おむつ・・・おむつの利用にあわせてクラス担任から説明します。
- ・着替え・・・クラスのロッカーで保管します。

	2歳児	1歳児	0歳児
パンツ	2枚	3枚	
肌着	2枚	2枚	2枚
上着(Tシャツなど)	2枚	2枚	2枚
ズボン	2枚	2枚	2枚
靴下	1足	1足	1足

- ・ビニール袋(汚れ物入れ)
- ・歯みがき用コップ
- ・歯ブラシ
- ・上履き
- ・おしりふき
- ・ひも付き手ふきタオル
- ・台ふき(3枚)

通園用手さげ袋



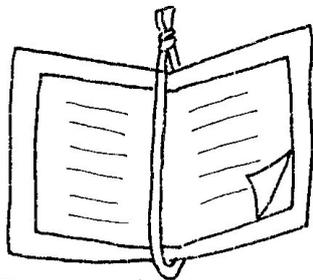
- ・出席ノート
- ・エプロン 3枚
- ・まくら用タオル
- ・汚れ物用ビニール袋 4~5枚 (清潔を保って!!)
- ・ひも付き手ふきタオル
- ・使用済みエプロンを入れるための袋

※週末には布団カバーを持ち帰ります。

ぼうし (あごひもをつけてください)

入園後に配るもの

出席ノート・連絡ノート



2冊を止める
細い布ゴムを
つけてください。

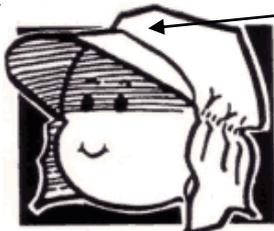
ネームワッペン



名前等を書いて
園児服の
胸につけます。

通園ぼうし

・実費



正面(つばではなく)
の裏表に名前をはっ
きりと記入してくだ
さい。

※冬は毛糸帽子を使います(秋に注文をとります)

※お手元に同じ色のぼうしがある場合は、ご相談ください。

園を通し注文するもの

(3歳以上児)

クレヨン

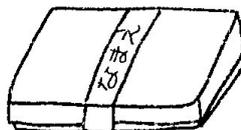
・実費



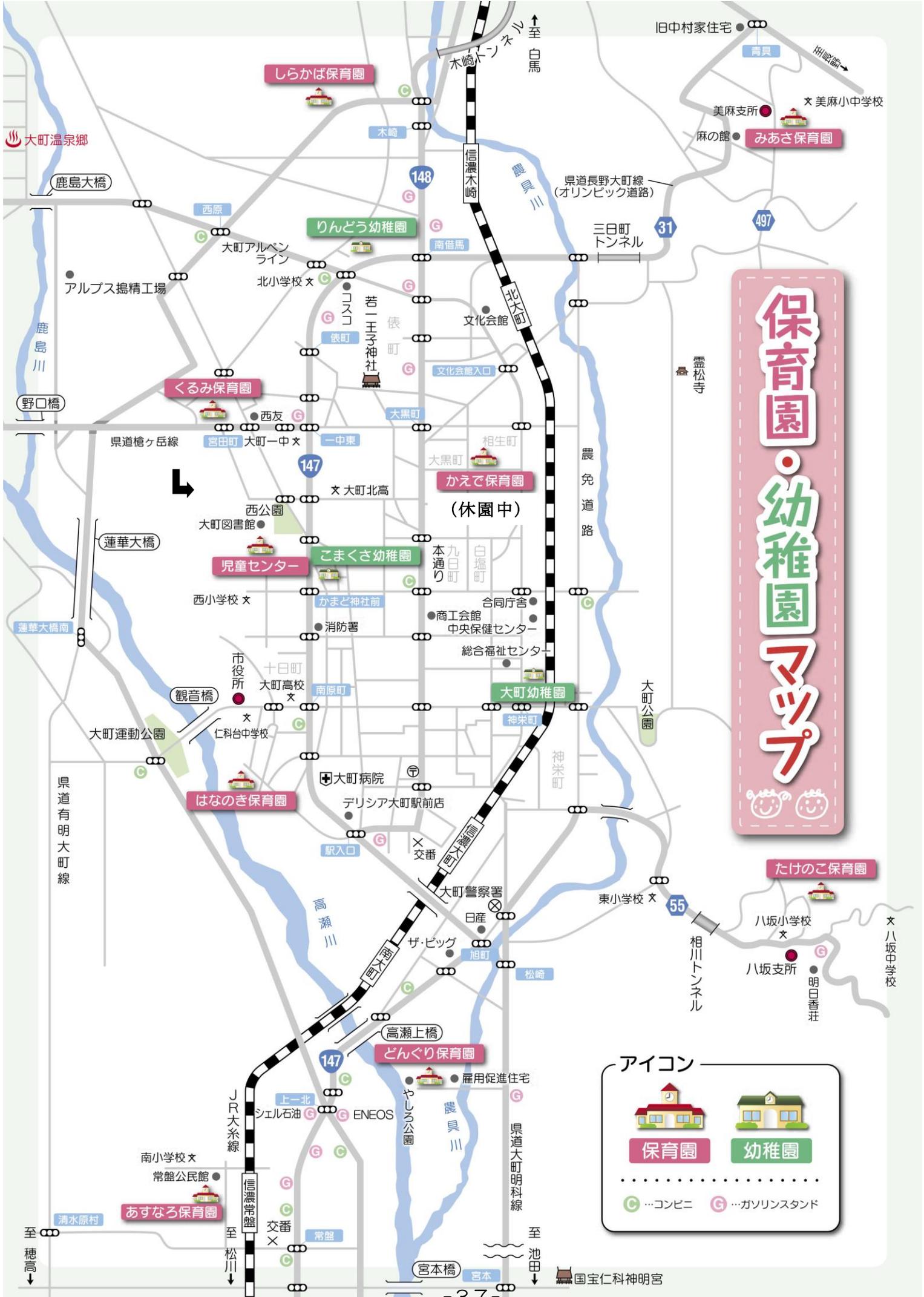
1本ずつ
名前を書きます。

粘土・粘土ケース

・実費



平ゴムに名前を
書いて止めます。



保育園・幼稚園マップ

アイコン



保育園



幼稚園

C ...コンビニ G ...ガソリンスタンド

◇◇◇ お問い合わせ先電話番号 ◇◇◇

市外局番：0261

保 育 園 名	電話・有線・FAX	保 育 園 名	電話・有線・FAX
はなのき保育園 (大町:若宮)	22-0675	たけのご保育園 (八坂:大平)	26-2018
	(子育て支援センター) 22-2132	みあさ保育園 (美麻:二重)	29-2636
あすなろ保育園 (常盤:清水)	22-0727	くるみ保育園 (大町:栄町)	22-5142
しらかば保育園 (平:白樺)	22-1667	児童センター (大町:十日町)	22-0741
どんぐり保育園 (社:山下)	22-2002		

大町市役所 子育て支援課 児童係

大町市大町3887番地

電話 22-0420 (内線)682・683

E-mail kosodateshienka@city.omachi.nagano.jp

<http://www.city.omachi.nagano.jp/>

大町市保育園

検索

